

令和3年6月18日

村内幼小中学校 保護者 殿

宜野座村教育委員会
教育長 新里 隆博
(公印省略)

令和3年度 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言延長に
伴い学校等の対応について (通知)

平素より、本村の教育活動にご理解とご支援を頂き感謝申し上げます。また、各家庭におかれましては、幼児児童生徒の感染症拡大防止に努めて頂き感謝申し上げます。

さて、県内の感染者増加が依然続き、緊急事態宣言延長が発出されました。本村におかれましては、引き続き感染症対策の徹底を図りながら感染拡大防止の措置を講じていく次第です。

つきましては、今回の緊急事態宣言延長を受け、県の対処方針を踏まえ、村内幼小中学校の対応として以下の通りとします。

各家庭におかれましては、これまで通りに感染症対策の徹底に努め、感染拡大防止に努めて頂きますようお願い致します。

記

1 村内幼小中学校の対応について

令和3年6月21日(月)から通常通りの登校となります。(給食有り)

※登校の際は、家庭での検温、マスク着用をお願いします。

※発熱等の風邪症状があるときは、登校を控え医療機関への受診をお願い致します。

2 中学校部活動について

原則休止とします。(緊急事態宣言が解除されるまで)

ただし、九州大会や全国大会などの地区・県予選などに出場する部活動については、以下の条件を踏まえ実施可能とします。

- ・平日90分以内。 ・土日(休日)は2時間以内の活動。 ・必要最小限の人数で行う。
- ・徹底した感染症対策を講じる。 ・練習試合は禁止。

3 小学校のスポーツ活動について

別途、連絡致します。